

温室効果ガス削減効果の高い水田輪作体系実装事業補助金
(バイオ炭の生産・施用に必要な機械の整備) 交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の農業者等がもみ殻くん炭等のバイオ炭の生産・施用に必要な機械を導入する場合の購入経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、温室効果ガス削減効果の高い水田輪作体系実装事業補助金（バイオ炭の生産・施用に必要な機械の整備）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。「以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2 この補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1-A）
- (2) 納税証明書（県税）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）及び役員等名簿
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請をできないものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合
- (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表の「事業の重要な変更」の欄に掲げる事項を変更する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別

記様式第 5 号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（事業遂行状況報告）

第 5 規則第 10 条の規定による報告は、別記様式第 6 号によるものとし、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第 6 規則第 12 条第 1 項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第 7 号によるものとし、その提出期限は補助事業の完了若しくは廃止承認の日から 30 日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度（以下「補助事業年度」という。）の 2 月末日のいずれか早い日までとする。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第 12 条第 1 項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績報告書（別紙 1－A）
- （2）見積書、納品書、請求書、領収書、通帳等の写し
- （3）その他知事が必要と認める書類

（実施状況報告）

第 7 事業実施主体は、この補助事業により導入された機械等に係る事業実施計画の実施状況について、事業実施年度の翌年度から 3 年間に於いて、毎年 4 月末までに前年度の実績を報告するものとし、その報告書の様式は別紙 1－B によるものとする。

（補助金の交付方法）

第 8 補助金の交付は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第 15 条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第 8 号によるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 9 第 3 の 2 ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、補助事業完了後に当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第 9 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（処分の制限を受ける財産の期間及び内容）

第 10 当該補助金により取得した財産が、規則第 21 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づく財産処分として、当該機械等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準につ

いて」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。)の定めるところにより、別記様式第10号により知事の承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第11 事業実施主体は、第10の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第11号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示等)

第12 この補助金により導入した機械等のうち、第10の規定により処分の制限を受けることとなる財産には、補助金に係る事業の実施年度と事業名を掲示するものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月23日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第２関係）

温室効果ガス削減効果の高い水田輪作体系実装事業補助金（バイオ炭の生産・施用に必要な機械の整備）の交付対象となる経費及び補助率等

事業の名称	補助事業者	補助対象経費	補助率	事業の重要な変更
温室効果ガス削減効果の高い水田輪作体系実装事業補助金（バイオ炭の生産・施用に必要な機械の整備）	県内の未利用バイオマス資源を活用し、バイオ炭の生産・販売・施用に取り組む農業者等（農業者、法人、農業者の組織する団体及び任意組織をいう。） ※県内に在住、又は事務所を有する農業者等に限る。	バイオ炭の生産・施用に必要な機械及び付帯装備品の新規購入に係る経費 ※汎用性の高い機械等の購入経費は除く。	1/2 以内 ※ 1 件当たりの補助金の上限を 1,500 千円とする。	・事業実施主体の変更 ・事業実施主体ごとに 30% を超える事業量又は事業費の増減 ・導入機械の用途が異なるものへの変更